

平成2年4月18日
文化庁次長
遠山 教子 殿

社団法人 日本雑誌協会
理事長 相賀 徹夫

「外来語の表記(案)」に対する意見書

冠者 この度発表された「外来語の表記(案)」が、仮名を音(在来の国語の音、並びに外来音)との対応において用いているという考え方に立ち、それとともに、慣用を尊重することを基本的な方針とされたことには、賛意を表します。内容的には、現状の整理・追認という見方が一般的ですが、それなりの価値あるものと評価しております。昭和29年の報告「外来語の表記について」の内容を、時代に即応すべく積極的に改められたことについても、同様の意見を持っております。

しかし、その性格や個々の表現、各項目の扱い方に疑問がありますので、その点を以下に述べさせていただきます。

(一) 前文

(1) 「性格」について

「性格」のところでは、この「外来語の表記(案)」の適用の範囲に、新聞・放送とともに「雑誌」が含まれていることについては、「雑誌」は法令・公用文書などとは同列に扱えない面を持っているので、適用範囲から除外すべきである、とする意見が相変わらず根強くある。この点に関して、当協会は、「改定適用漢字表」以来事あるごとに、その除外を主張してきたが、今回は、「新聞・雑誌」とあるところを、「新聞・雑誌の一般記事など」と改め、現実に対応した形で規定することを要望する。

(二) 本文

(1) 「留意事項その1」について

使用する仮名を第1表と第2表に分け、仮名の用い方の違いを示

したことに、異論はない。ただし、5項の「第2表に示す仮名は、それらの仮名を用いる必要がない場合は、第1表に示す仮名の範囲で書き表すことができる」という文言における「必要がない場合」とは、何を基準にして判断すべきか、「イェーイニ」などの仮名の例示だけでは、判断に迷う。「それらの仮名を用いる必要がない場合」とはどういう場合か、「例えば、こういう場合は」というような形での何らかの例示が必要であると考える。

(2) 語形にユレのあるものについてその語形をどちらかに決めようとするものではないこと、及び、語形や表記法についてその慣用が定まっているものはそれによるとすることについても、その趣旨に賛成である。しかし、一方で、カルチャー/カルチュアなどのように、語形の微妙なユレに応じて表記も微妙に書き分けられるものについては触れられていない。表記の問題にする以上はどこかで触れておくべきではないだろうか。

(1) 「留意事項その2」について

(1) 「1」の1, 4, 5, 6の各項に言う、「〜と書く慣用のある場合は、それによる」という文言は誤解を招きやすい。4項注2の「キャンデー」に例をとれば、「その書き方に限る」かのように受け取れ、「キャンディー」「キャンディ」の表記を否定しているように読み取れる。「慣用によって〜と書く場合は別である」とするか、「注」による説明形式に代えて、「本則(例外)による説明法を導入するなど、表現上の工夫がほしい。

(2) 「留意事項その1-5」の「〜で書き表すことができる」や、「注」の「注」などで多く用いられている「一般的には、〜と書くこ

(雑誌協会報 02. No.4)

(雑誌協会報 02. No.4)

とができる」という表現は、曖昧で、誤解を生じやすい。「書くことができる」は、この文脈から推し限りでは、〈可能〉の意で使われているものと判断されるが、〈許容〉と取られかねない一面もある。「一般には〜と書くものである」とするか、一般的なものを選べたあとで特殊なものを選べるようにするなど、ここでも表現上の工夫がほしい。

(3) 「留意事項その2」の展開のしかたについて言えば、「1」「1-1」はそれぞれ「第1表に示す」「シ」以下の仮名に関するもの、「2」は「第1表に示す仮名に関するもの」というテーマで展開するよりは、「1」は「第1表と第2表に示す仮名の相互関係」とでもいうべきテーマで展開したほうが分かりやすくなるのではないか。

表現の〈形式的統一〉や〈簡潔さ〉よりは、表現の〈分かりやすさ〉〈親切さ〉を優先させるべきである。

(4) 「III-1」の「注1」にいう「撥音を入れない慣用のある場合は、それによる」という表現と、「III-2」の「注」にいう「促音を入れない慣用のある場合は、それによる」という表現は、ともに〈表記〉の慣用を言っているのか、〈語音〉を言っているのか、その両者を言っているのか、分かりにくい。

また、「撥音・促音を入れる/入れない」の問題を、「注」の形式で扱うのは適切ではない。別項目にすべきである。

(5) 「III-3」の長音についても、長音化することのない「エイト」「ムイント」「スマイン」が、長音の項(3)の注2)で扱われるのも適切ではない。撥音・促音の場合と同様に別項目にすべきである。また、「慣用に於いて「1」を省くことができる」の語例として、「II

レベータ」「コンピュータ」の例が、「スリッパ」と同一次元で語られるのも適切ではない。上記同様、別項目にすべきである。

(6) 「III-4」の「注2」の「キリンシャ」「マルシャ」について「ギリシア」「トルコ」などと書く慣用もある」という文言についても、唐突で、その真意が分かりにくいとする意見が多い。

(四) 付録

(1) 「用例集」について

付録に「用例集」を設けたことは、内容を理解する上で役立つとともに、利用価値もあり、大いに結構なことである。しかし、本文中に語例として掲げられたもの(「クアルテット」「クアルテット」など)が、「用例集」に記載されないことや、また逆に「用例集」に載せられなかったものが本文中に語例として掲げられることなどは、本案を理解する上で混乱を生じさせるものである。本文と用例集はいわば理論と実践の関係にあると考えられるから、両者相補いながら並立するのが望ましい。

また、「用例集」に対する期待は大きいので、更に用例数を増やし、それを引くだけで本文の内容が理解できるよう、もっと利用価値の高い「用例集」にされんことを要望する。以上の諸点につき、慎重にご検討いただき、答申に反映されますよう要望いたします。